



## 航空危険物規則書第 54 版(2013 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 54th Edition Effective 1 January 2013  
ADDENDUM III Posted 28 May 2013 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2013 年 1 月 1 日発効の第 54 版に対する下記の変更内容に留意されたい。  
変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

### 政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

#### 訂正 FRG(フランス)

**FRG-06** 2.4.2(a)、(b)および(c)に載っているような危険物は、フランス向け、フランス発、フランス経由の郵便に入れて輸送することは許可されない。

国営航空郵便による 2.4.2 (c)の放射性物質の輸送は、荷主が関係当局である ASN から認可を得ているという条件付きで認められる(FRG-03 参照)。

2.4.2 に掲載されている危険物の航空輸送に関しては、関係当局(FRG-01)が以下の指示を公示している。

a) 2.4.2(a)、(b)および(c)に記載されている危険物は、フランス向け、フランス発、フランス経由の航空郵便に入れて輸送することは許可されない。

b) 2.4.2(d)および(e)に記載されている危険物は、当該国の当局が指定郵便事業者に対し公的認可を発行している国を発地とした場合にのみ、フランス向け、フランス経由の航空郵便に入れて輸送することが許可される。

**FRG-07** (空欄)以下に記載されている緊急時対応情報が、フランス向け、フランス発、フランス国内、フランス経由の危険物の輸送では明記されなければならない。この規定は磁性物質もしくは危険物申告書の必要のない危険物の輸送には適用しない。

#### 電話番号

・ 本規則により要求されている危険物申告書には、軽微な事故(incident)や輸送されている危険物に起因する事故(accident)の場合に緊急時対応情報を提供する目的の電話番号でなければならない。

・ この電話番号は 24 時間対応でなければならない。地域番号、また、フランス国外の国際電話番号には、フランスからかけるために必要な国番号、市外局番が含まなければならない。

・ この電話番号は以下の要件の人により常時モニターされなければならない。

- 輸送される危険物の危険性と性質について精通している。

- 包括的にその危険物の緊急時対応と事故鎮圧情報を合わせ持っている。

- 以上のような知識や情報を有する人を直ちに頼むことができる。

(8.1.6.11 と 10.8.3.11 参照)

## 訂正 HKG(中国・香港特別行政区)

**HKG-01** 香港領土発着、または領空通過の航空機により危険物輸送を行いたい運航者は、民間航空局長 (Director of Civil Aviation) より事前許可を書面にて取得すること。申請書には危険物教育訓練計画を含めること(1.5 参照)。さらに詳細は以下に問い合わせること。

Director of Civil Aviation  
Dangerous Goods Office  
Airport Standards Division Civil Aviation Department  
Room 6T067, Passenger Terminal Building  
Hong Kong International Airport  
1 Cheong Hong Tai Fung Road  
Lantau  
HONG KONG  
Tel: +852 ~~(2) 182 1233 / 1224~~ 2910 6980 / 6981 / 6982  
Fax: +852 2795 8469/~~2362 4275~~

## 訂正 JPG(日本)

**JPG-02** 放射性輸送物の外面から1m離れた所における放射線レベルは、専用搭載(a full load)の場合でも、0.1mSv/h (10 merem/h) を超えてはならない(10.5.14 および 10.5.17 参照)。放射性輸送物、オーバーパックまたは放射性物質を収納したコンテナの外表面のいかなる点においても最大放射線レベルは、専用積載下の輸送であっても、2 mSv/h を超えてはならない(10.5.3 から 10.5.7 参照)。

**JPG-17** 放射物物質を収納した貨物コンテナおよびオーバーパックの放射性レベルはその外面において2mSv/h を超えず、また、外面から1mの距離において0.1mSv/h を超えてはならない(10.5.14 および 10.5.15 参照)。放射物物質を収納した輸送物、オーバーパックおよび貨物コンテナの外面から1mの距離における最大放射線レベルは、0.1mSv/h を超えてはならない。但し、専用搭載下の輸送であって、日本の航空局に事前通知があった場合を除く(10.5.14 および 10.5.15 参照)。

**JPG-20** 5.0.2.13.3に規定されている要件は、120mLまたはそれ以下の内装容器に入った引火性液体を含む組み合わせ容器にも適用しなければならない。(空欄)

**JPG-21** 区分 6.1 に副次危険性を有する物質には、すべて毒物の副次危険性ラベルを貼付しなければならない(7.2.3.7 参照)。(空欄)

## 訂正 MOG(中国・マカオ特別行政区)

**MOG-01** 航空機でマカオ、中国発着または領空を通過しての危険物輸送を行いたい運航者は、中国、マカオ特別行政区民間航空局 (Civil Aviation Authority – Macao, China) から書面による事前許可を得なければならない。さらに詳細は以下に問い合わせること。

Flight Standards  
Alameda Dr. Carlos D'Assumpção, 336-342  
Centro Comercial Cheng Feng, 18° andar  
Macaot  
MACAO SAR CHINA  
Tel: +853 2833 8089 2851 1213  
Fax: +853 2851 4243 2833 8089  
Email: [aacm@aacm.gov.mo](mailto:aacm@aacm.gov.mo)

[Website: aacm.gov.mo](http://aacm.gov.mo)

新規追加

**MOG-02** 特別規定 A1、A2 の下での認可を要する危険物は、AACM (Civil Aviation Authority – Macao, China)の許可があるときのみマカオ発着、経由の輸送を旅客機または貨物機にて行うことができる。許可申請は予定便の 10 営業日前までに指定フォームをもって提出されなければならない。

**運航者例外規定の新規または訂正(2.8.4)**

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

エアカナダ(Air Canada) AC の後に、エアカナダルーージュ(Air Canada Rouge) RV を追加

中国国際航空(Air China) CA の後ろに、エアコルシカ(Air Corsica) XK を追加

コルスメディテラネ(Corse Méditerranée) XK を削除

ヤット航空(JAT Airways)JU の後ろに、ジャズ航空(Jazz Aviation LP)QK を追加

サウジアラビア航空(Saudi Arabian Airlines)SV の後ろに、スクート航空(Scoot Airlines)TZ を追加

タイ国際航空(Thai Airways International)TG の後ろに、トーマスクック航空(Thomas Cook Airlines)HQ とトムソン航空(Thomson Airways)BY を追加

2.8.3.5 の要約に以下を追加・訂正する

運航者制限	運航者例外規定
航空郵便の制限(2.4, 10.2.2)	AR-03, AU-03, AV-07, AY-02, BA-03, BR-05, BZ-02, C8-03, CA-06, CV-03, D5-03, DE-03, EY-07, IJ-04, IT-09, <b>JP-02</b> , KQ-03, KZ-10, LH-03, MH-02, MK-07, MS-03, MU-03, OK-01, OM-03, OS-04, OU-06, QR-02, TK-06, UL-04, UU-01, VN-03, VO-04
第7分類のいかなる放射性物質も受託しない(10.10.2)	8X-01 (カテゴリーI-白および適用除外輸送物を除く), AB-01, BA-05, BZ-03 (診断、治療、研究目的の場合を除く), <b>C8-01</b> , CM-04, FJ-01, HA-04, <b>HQ-01</b> , HV-01, IP-04, IT-13, <b>JP-01</b> , KC-10, KL-02 (適用除外輸送物を除く), KZ-02, NF-01, OM-08, PS-01 (適用除外輸送物を除く), RO-01, SS-01, TX-01(カテゴリーI-白および適用除外輸送物を除く), UU-03, UX-10, VS-01(適用除外輸送物を除く)
微量危険物の受託禁止(2.6)	AM-11, AR-01, AU-01, BG-01, BR-04, CA-07, CI-02, CZ-01, EY-05, IJ-07, IP-01, <b>JP-01</b> , JX-03, KQ-02, ME-01, MH-06, MK-04, OM-05, OU-05, PX-05, SV-01, TG-01, UX-01, UY-01, VN-02 (放射性物質の空容器を除く), <b>VT-04</b>
少量危険物の受託禁止(2.7およびすべての“Y”包装基準)	DE-01 ( <b>ID 8000、消費者向け商品Y963を除く</b> ), GA-03, GF-04, IJ-12, KC-11, KQ-08, LH-01 (ID 8000、消費者向け商品Y963を除く), LX-02 (ID 8000、消費者向け商品Y963を除く), MH-14, OM-04 (ID 8000、消費者向け商品Y963を除く), OS-03 (ID 8000、消費者向け商品Y963を除く), OU-04 (ID 8000、消費者向け商品Y963を除く), PX-10, SW-02, TN-04, UX-02 (ID 8000、消費者向け商品Y963を除く), VO-03 (ID 8000、消費者向け商品Y963を除く), VT-01, XK-03

	(ID 8000、消費者向け商品Y963を除く)
危険物申告書への24時間緊急時電話番号記載(8.1.6.11および10.8.3.11)	4C-02, 4M-02, 8V-01 (包装物の外面にも), 9W-07, AC-02, AH-01, AI-06 (航空貨物運送状上にも), AR-09, AU-09, BZ-05, CX-04, CZ-03, D0-09, D5-05, DE-09, EK-01, EY-01, GF-06, GH-03, IJ-08, IT-08, JJ-02, JL-11, JX-02, KA-04, KC-01, KQ-05, KZ-09, L7-02, LA-02, LD-04, LP-02, LX-05, LU-02, M3-02, M7-02, MH-04, MK-08, MP-04, OU-10, PZ-03, QK-02, QR-03, QY-09, RV-02, S7-03, SK-06, SQ-08, SV-13, TG-06, TK-02 (包装物の外側にも), TZ-03, UC-02, UL-01, V3-02, XL-02
リチウム電池の制限(包装基準965, 966, 967, 968, 969, 970)	5X-02/07, AC-07/08, BA-02, C8-04, CI-01, CV-04, CX-08, CZ-08, D0-03, EY-04, FX-07, JP-01, KA-08, LD-07, LX-06, QK-07/08, QR-04, QY-03, RV-07/08, SK-01, SQ-07, TZ-06
特定の旅客規定(2.3)	AA-03, AV-05/06, E8-05, FJ-02, HQ-02/03/04, IT-01/02/03/04, JP-03, JW-02, LX-03/04, MN-02, NZ-01, OS-02, PR-02/03, PX-06/08, SN-01/02, SV-11, VA-01, VO-02
受託禁止とされる特定の国連番号	AF-01, AS-01/06, BR-08/09/12/13, BY-01, FX-04/15, IR-05/06, KC-03, LX-01, ME-07, MH-08/09, OU-07, QR-05, SQ-06, TU-04/07/12, UU-02, UX-07

#### 2.8.4 に以下を追加・訂正する

##### 訂正 AC (エアカナダ)

**AC-07** 包装基準 965 の Section IB に従って準備された UN3480 のリチウムイオン電池と包装基準 968 の Section IB に従って準備された UN3090 のリチウム金属電池の輸送物はすべて、完全な危険物申告書が提出されなければならない。

##### 新規追加

**AC-08** エアカナダは UN3090 リチウム金属もしくはリチウム合金の単電池および組電池をエアカナダ機で貨物として受託しない。これは包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は、以下には適用しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属もしくはリチウム合金の単電池もしくは組電池(UN3091)。
- ・ 包装基準 965、966 および 967 に従ったリチウムイオン単電池および組電池(UN3480 および UN3481)
- ・ 旅客が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池

##### 新規追加 BY (トムソン航空)

**BY-01** トムソン航空は包装物あたり 1L もしくは 5kg を超える正味量の第 5 分類および第 8 分類を B767 および B787 の機材で危険物を受託しない。この制限は 2.3.2.2 および 2.3.2.3 で記述されている蓄電池駆動の移動補助機器には適用しない。

##### 注:

この制限は本規則に従って認められた第 5 分類と第 8 分類の輸送の場合であってトムソン航空の B737 および B757 の機材には適用しない。

##### 訂正 C8 (カーゴルクスイタリア)

**C8-01** 本規則に定められた**核分裂性** **放射性**物質は輸送を受託しない。(10.10.2 参照)

新規追加 2013 年 7 月 1 日発効

**C8-04** 包装基準 968 に従って包装されたリチウム金属単電池および組電池(UN3090)は、特別規定 A88 または A99 により当局により許可されたものも含みカーゴルクスイタリア機での輸送を禁止する。当該禁止は以下には適応しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属もしくはリチウム合金の単電池および組電池。(UN3091)
- ・ 包装基準 965 に従って梱包されたリチウムイオン単電池および組電池(UN3480)
- ・ 包装基準 966 および 967 に従った機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池(UN3481)

#### 訂正 CI (中華航空)

**CI-01** 本規則の 4.2 に記載された以下の危険物は中華航空の旅客機による輸送を受託しない。

1. 第 1 分類から第 8 分類
2. 包装基準 965 の Section **IA および IB**、および包装基準 **966**-967 の Section I で完全に規制されるリチウムイオン電池 (RLI)
3. 包装基準 968 の Section **IA および IB**、および包装基準 **969**-967 の Section I で完全に規制されるリチウム金属電池 (RLM)

注:

上記禁止は中華航空の社用品には適用しない。

#### 新規追加 CV (カーゴラックス)

2013 年 7 月 1 日発効

**CV-04** 包装基準 968 に従って包装されたリチウム金属単電池および組電池(UN3090)は、特別規定 A88 または A99 により当局により許可されたものも含みカーゴルクス機での輸送を禁止する。当該禁止は以下には適応しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属もしくはリチウム合金の単電池もしくは組電池。(UN3091)
- ・ 包装基準 965 に従って梱包されたリチウムイオン単電池および組電池(UN3480)
- ・ 包装基準 966 および 967 に従った機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池(UN3481)

#### 訂正 DE (コンドル航空/コンドルベルリン)

**DE-07** 以下の危険性分類の輸送は受託しない。**RPG(2.3)**、**ROP(5.2)**、**RIS(6.2)**、RRW/RRY/RRE(RRW/RRE)のみコンドル航空本社から事前承認を得ている場合を除く。

新規追加

**DE-09** 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間対応緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は”Emergency Contact”または”24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の”取り扱い注意(Handling Information)”欄に記入されなければならない。例えば”Emergency Contact +47 67 50 00 00” (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

#### 新規追加 HQ (トーマスクック航空)

**HQ-01** 第 7 分類のいかなる種類の放射性物質も輸送は受託しない(10.10.2 参照)。

**HQ-02** 蓄電池駆動の車椅子または非防漏型蓄電池による移動補助機器は受託しない(2.3.2.3 および 9.3.16 参照)。



**HQ-03** 少量の引火性液体と一緒に包装された非伝染性の標本は、旅客または乗務員が携行する危険物としてトーマスクックでは許可されない(2.3.5.14 参照)。

**HQ-04** 透過装置は、旅客または乗務員が携行する危険物としてトーマスクックでは許可されない(2.3.5.16 参照)。

#### 訂正 JP (アドリア航空)

**JP-01** 本規則で定められている危険物は、微量危険物、放射性物質、適用除外輸送物貨物、および非危険物の冷却材として使用される固形二酸化炭素(ドライアイス)をも含み、アドリア航空の便に貨物として搭載することを禁止する。本規則で定義される危険物は、アドリア航空の便に貨物として搭載することを禁止する。この積込禁止は以下を含む。

- ・ 微量危険物(REQ)および極微量危険物
- ・ 放射性物質の適用除外輸送物(RRE)
- ・ 純粋におよび非危険物の冷却材として使用される UN1845 ドライアイス(固形二酸化炭素)(ICE)
- ・ UN3373 生物由来物質カテゴリーB(RDS)
- ・ 包装基準 965 の Section IA と IB、および包装等級 966-967 の Section I によるリチウムイオン電池(RLI)
- ・ 包装基準 965-967 の Section II によるリチウムイオン電池(ELI)
- ・ 包装基準 968 の Section IA と IB および包装等級 969-970 の Section I によるリチウム金属電池(RLM)
- ・ 包装基準 968-970 の Section II によるリチウム金属電池(ELM)

(1.3.2 および 9.1.2 参照)

#### 新規追加

**JP-02** 危険物はアドリア航空の便に航空郵便として搭載することを禁止する。この積込禁止は、万国郵便連合条約によって 2,4,2 の(a)、(b)、(c)、(d)および(e)にて許可されたすべての危険物を含む。

**JP-03** 以下の危険物はアドリア航空の便に搭乗する旅客により携行されることを禁止する

- ・ 非防漏型(鉛)蓄電池は駆動車椅子またはその他の移動装置に使用されている場合であっても
- ・ 圧縮酸素を含んだシリンダーは医療用に必要な場合であっても

#### 訂正 KZ (日本貨物航空)

**KZ-07** 以下の金属製容器はオーバーパックなしでは単一容器および組み合わせ容器として受託されない。

- ・ 1A1/1A2/1B1/1B2/1N1/1N2
- ・ 3A1/3A2/3B1/3B2

これらの容器は、容器の上下を保護するためオーバーパックしなければならない(5.0.1.5 参照)

#### 新規追加 LX (スイスインターナショナル)

**LX-06** 以下のアイテムはスイスインターナショナルの輸送では受託禁止される。

- ・ UN3090 Lithium Metal Batteries – 包装等級 968 Section IA
- ・ UN3090 Lithium Metal Batteries – 包装等級 968 Section IB
- ・ UN3091 Lithium Metal Batteries packed with Equipment – 包装等級 969 Section I
- ・ UN3091 Lithium Metal Batteries contained in Equipment – 包装等級 970 Section I
- ・ UN3480 Lithium Ion Batteries – 包装等級 965 Section IA

UN3480 Lithium Ion Batteries – 包装等級 965 Section IB には、スイスインターナショナル本社の認可が要求される。詳しくは各地スイスインターナショナル・カーゴ事務所までお問い合わせください。

#### 新規追加 QK (ジャズ航空)

**QK-01** 複数航空会社間輸送で危険物申告書が要求される場合は、3 部の原本(original copies)が発地において各輸送に提供されなければならない(8.1.2.3、10.8.1.4 参照)。

**QK-02** 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき

行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間対応緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は”Emergency Contact”または”24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば”取り扱い注意(Handling Information)”欄に記入されなければならない。例えば Emergency Contact +1 514-123-4567 (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間対応緊急時電話番号は、危険物申告書が要求されない輸送物には要求されない。

**QK-03** 回収容器の輸送は受託しない(5.0.1.6、6.0.6、6.7、7.1.5、および 7.2.3.10 参照)。

**QK-04** 特別規定 A70 で輸送される航空機エンジンには、整備または分解点検を行った会社により署名された除去証明書(Original Copy)を提出しなければならない。(包装等級 950 参照)

**QK-05** 機械またはその他の装置と別個に、もしくは組み込まれて輸送される内燃機関は、その燃料タンクまたは燃料系統が燃料を含んでいる、または含んだことがある場合は、第 9 分類、UN3166 Engine, internal combustion, flammable liquid powered として分類されなければならない。加えて、しかしながら、チェーンソー、芝刈り機、発電機、船外モーターなどへは制限しない。(包装基準 950 参照)

**QK-06** 包装基準 965 から 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は航空貨物運送状に表示すること。

**QK-07** 包装基準 965 の Section IB に従って準備された UN3480 Lithium Ion Batteries のすべての輸送物は完全な危険物申告書を提出しなければならない。

**QK-08** ジャズ航空は、ジャズ航空機で貨物として UN3090 リチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池を受託しない。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は以下に適用しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属またはリチウム合金単電池および組電池(UN3091)
- ・ 包装基準 965、966 および 967 に従ったリチウムイオン単電池および組電池(UN3480 および UN3481)
- ・ 旅客が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池

#### 新規追加 RV (エアカナダグループ)

**RV-01** 複数航空会社間輸送で危険物申告書が要求される場合は、3 部の原本(original copies)が発地において各輸送に提供されなければならない(8.1.2.3、10.8.1.4 参照)。

**RV-02** 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間対応緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は”Emergency Contact”または”24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば”取り扱い注意(Handling Information)”欄に記入されなければならない。例えば Emergency Contact +1 514-123-4567 (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間対応緊急時電話番号は、危険物申告書が要求されない輸送物には要求されない。

**RV-03** 回収容器の輸送は受託しない(5.0.1.6、6.0.6、6.7、7.1.5、および 7.2.3.10 参照)。

**RV-04** 特別規定 A70 で輸送される航空機エンジンには、整備または分解点検を行った会社により署名された除去証明書(Original Copy)を提出しなければならない。(包装等級 950 参照)

**RV-05** 機械またはその他の装置と別個に、もしくは組み込まれて輸送される内燃機関は、その燃料タンクまたは燃料系統が燃料を含んでいる、または含んだことがある場合は、第 9 分類、UN3166 Engine, internal combustion, flammable liquid powered として分類されなければならない。加えて、しかしながら、チェーンソー、芝刈り機、発電機、船外モーターなどへは制限しない。(包装基準 950 参照)

**RV-06** 包装基準 965 から 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は航空貨物運送状に表示すること。

**RV-07** 包装基準 965 の Section IB に従って準備された UN3480 Lithium Ion Batteries のすべての輸送物は完全な危険物申告書を提出しなければならない。

**RV-08** エアカナダグループは、エアカナダグループ機で貨物として UN3090 リチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池を受託しない。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は以下に適用しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池(UN3091)
- ・ 包装基準 965、966 および 967 に従ったリチウムイオン単電池および組電池(UN3480 および UN3481)
- ・ 旅客が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池

#### 新規追加 TZ (スクート航空)

**TZ-01** 第 7 分類、核分裂性物質は受託しない。

**TZ-02** UN3356、化学酸素発生器(Oxygen generator, chemical)は受託しない。

**TZ-03** 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間対応緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は”Emergency Contact”または”24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば”取り扱い注意(Handling Information)”欄に記入されなければならない。例えば”Emergency Contact +47 67 50 00 00” (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間対応緊急時電話番号は、危険物申告書が要求されない輸送物には要求されない。

**TZ-04** 危険物輸送物は、シンガポール航空、シンガポール貨物航空、シルクエアからのみ受託する。

**TZ-05** カテゴリーB の病毒物を移しやすい物質、UN3373—生物由来物質カテゴリーB の輸送には特別な要件を条件とする。UN3373 を輸送しようとする荷送人はこの要件についてスクート航空オフィスに連絡すること。

**TZ-06** UN3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、貨物としての輸送を禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は以下に適用しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池(UN3091)および包装基準 965 から 967 までに従ったリチウムイオン単電池および組電池(UN3480 および UN3481)
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池(充電可能および充電不可能なもの)(2.3.2 および表 2.3.A 参照)

#### 訂正 VA (ヴァージンオーストラリア航空)

**VA-01** チェーンソー、芝刈り機、発電機といったガソリンや軽油等で作動する機器は、新品、中古であるに拘わらず、機内持ち込みまたは受託手荷物を禁止する。こういった物品は、貨物としてそれらが本規則に従って包装され、発送される場合にのみ受託する。内燃機関または燃料電池エンジンへ特別規定 A70 を適用する場合には、これらの物品は運航者の認可を得ているのであれば、貨物としての輸送については受託されることが可能である。

#### 新規追加

**VA-02** 重大な影響をもたらす危険物のリストにある危険物は輸送を受託しない。

#### 訂正 VT (タヒチ航空)

**VT-02** 副次危険性を持つ危険物は、UN1072、Oxygen, compressed を除いて禁止する。貨物として輸送される以下の品目については特定の制限が適用される(航空会社に E-mail: [resp-md@airtahiti.pf](mailto:resp-md@airtahiti.pf) 宛問い合わせること)

- ・ 第 1 分類、火薬類
- ・ 区分 2.1 および区分 2.3 のガス類
- ・ 区分 4.2 および区分 4.3 の固体
- ・ カテゴリーII—黄およびカテゴリーIII—黄 の放射性物質(RRY)
- ・ UN2211, Polymeric beads, expandable および UN3314, Plastics moulding compound

**VT-03** 主要基地(Tahiti—Faa’a, “PPT”)以外のいかなる発地空港からは、45—種類の認可された危険物制限リストのみを受託する を公表している(航空会社に問い合わせること)。



- VT-04 包装等級Ⅰの危険物の輸送、微量危険物または極微量危険物の輸送については Air Tahiti DG Manager の事前許可が必要である。
- VT-07 すべての危険物の包装物に天地無用ラベル("This Way Up" ラベル)と 2 枚の危険性ラベルを少なくとも相対する 2 面に表示し、また直立の姿勢で搭載しなければならない(7.2.4.4 参照)
- VT-09 単独の固形二酸化炭素(ドライアイス)、UN1845 の輸送は禁止する。1 包装物当たり 10kg、航空機当たり 2 包装物に制限される。

新規追加

- VT-10 クック諸島発または着の危険物の輸送を禁止する。

訂正 XK (ヨルスメディテラネ エアコルシカ)

- XK-03 ID8000, Consumer commodity を除き、少量危険物("Y" 包装基準)の輸送は受託しない。(2.7 およびすべての"Y"包装基準参照)

## 第2章

29 頁 — 表 2.3.A を以下のとおり訂正。

— 透過装置の次(下)に、以下を訂正。(訳者注、Addendum Rev.1 posted 27 December 2012 参照)

品名欄 — リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を内蔵した携帯電子機器(医療用機器を含む) 腕時計、計算機、カメラ、携帯電話、ノートブックパソコン、ビデオカメラ等、個人使用目的で旅客または乗務員が携行するもの。

30 頁 — 2.3.5.9 を以下のとおり訂正。

### 2.3.5.9 電池を組み込んだ携帯電子機器 (医療用機器を含む)

2.3.5.9.1 個人使用を目的として旅客または乗務員により携行される、電池を組み込んだ携帯電子機器(医療用機器を含む)(腕時計、計算機、カメラ、携帯電話、ラップトップコンピューター、ビデオカメラ等)。これらは機内持ち込み手荷物に入れ携行することが望ましい。予備の電池は、元々の小売り用容器に入れるか、またはそうでなければ、例えばむき出しの端子をテープで覆うか、または各電池の別々のプラスチック袋あるいは保護用の袋に入れるなどして端子を絶縁し、個別に短絡を防ぐ保護をしなければならない。また、予備の電池は機内持ち込み手荷物にいたしたものしか輸送してはならない。さらにリチウム電池については、以下の条件に従うこと。

(a) 個々の機器に組み込まれた電池、または予備電池は、

1. リチウム金属またはリチウム合金の電池については、リチウム内容量が 2g 以下であること。または
2. リチウムイオン電池については、ワット時定格値が 100Wh 以下であること。

(b) 組電池および単電池は、UN Manual of Test and Criteria, Part III, subsection 38.3 の要件に合致した型式のものでなければならない。

(c) 機器を受託手荷物として持ち込む場合、旅客／乗員は不慮の作動を防止する措置を取らなければならない。

以上